

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-9 原動機及び動力伝達装置 7-9-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第88条第1項第1号関係) ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はリリースのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの ⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱ 別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑲ 別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑳ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの  【表示】 (2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) ⑱の基準を満足していないものとする。 (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。(保安基準第8条第2項) (4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動	8-9 原動機及び動力伝達装置 8-9-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第166条第1項第1号関係) ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はリリースのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの ⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの  【表示】 (2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) の基準を満足していないものとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する 2 個以上のばねその他の装置を備えなければならない。(保安基準第 8 条第 3 項) (5) 自動車(次に掲げる自動車を除く。)は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。 この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 88 条第 1 項第 2 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係) ① 大型特殊自動車 ② 被牽引自動車 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 ④ 指定自動車等以外の自動車 ⑤ 輸入された二輪自動車 ⑥ 輸入された側車付二輪自動車 (6) 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録された項目を読み出すためのデータリンクコネクタが大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。 7-9-2 欠番 7-9-3 欠番 7-9-4 適用関係の整理 (1) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車及び昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された車両総重量 2t 未満の自動車については、7-9-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 3 号関係) (2) 平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-9-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係) [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] (3) 次に掲げる自動車にあつては、7-9-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 4 項、第 5 項、第 6 項) ① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの ② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) ③ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車 (4) 次に掲げる自動車にあつては、7-9-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係) ① 令和 6 年 9 月 30 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 9 月 30 日)以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 10	(3) 自動車(次に掲げる自動車を除く。)は、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する車載式燃料・電力消費等測定装置を備えたものであること。 この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 166 条第 1 項第 2 号関係、適用関係告示第 4 条第 16 項第 17 項関係) ① 大型特殊自動車 ② 被牽引自動車 ③ 輸入自動車特別取扱自動車 ④ 指定自動車等以外の自動車 ⑤ 輸入された二輪自動車 ⑥ 輸入された側車付二輪自動車 (4) 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録された項目を読み出すためのデータリンクコネクタが大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。 8-9-2 欠番 8-9-3 欠番 8-9-4 適用関係の整理 (1) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車及び昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された車両総重量 2t 未満の自動車については、8-9-5(従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 3 号関係) (2) 平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、8-9-6(従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係) [テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前] (3) 次に掲げる自動車にあつては、8-9-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 4 項、第 5 項、第 6 項) ① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの ② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) ③ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車 (4) 次に掲げる自動車にあつては、8-9-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 16 項関係) ① 令和 6 年 9 月 30 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 9 月 30 日)以前に製作された自動車 ② 令和 6 年 10 月 1 日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては令和 8 年 10

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
月1日) から令和8年9月30日(輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和11年9月30日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年9月30日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月1日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの 7-9-5 従前規定の適用① 昭和26年12月31日以前に製作された自動車及び昭和35年3月31日以前に製作された車両総重量2t未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第1項第3号関係) 7-9-5-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はリリースのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの	月1日) から令和8年9月30日(輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和11年9月30日)までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年9月30日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日)以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月1日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日)以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日(輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日)以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの 8-9-5 従前規定の適用① 7-9-5の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱ 別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑲ 別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの (2) (1) ⑲において、速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置を、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について」(平成8年12月27日付け自技第241号自整第237号)別添速度制限装置の機能確認方法に基づき速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、当該基準を満足していないものとする。 7-9-6 従前規定の適用② 平成6年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第1項第4号関係) 7-9-6-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。 ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるものの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの ⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱ 別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑲ 別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの	8-9-6 従前規定の適用② 7-9-6の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
(2) (1) ⑬において、速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置を、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について」(平成8年12月27日付け自技第241号自整第237号)別添速度制限装置の機能確認方法に基づき速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、当該基準を満足していないものとする。 (3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。 【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】 7-9-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第4項、第5項、第6項) ① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) ③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車 7-9-7-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又は	【テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前】 8-9-7 従前規定の適用③ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい(適用関係告示第4条第4項、第5項、第6項) ① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの ② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) ③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車 8-9-7-1 性能要件(視認等による審査) (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。 ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又は

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ヨークの向きが正常でないもの ⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱ 別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑲ 別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの (2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) ⑲の基準を満足していないものとする。 (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。 (4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する2個以上のばねその他の装置を備えなければならない。 7-9-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第16項関係) ① 令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前に製作された自動車 ② 令和6年10月1日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日）から令和8年9月30日（輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和11年9月30日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月1日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの 7-9-8-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合し	ヨークの向きが正常でないもの ⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの (2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) の基準を満足していないものとする。 8-9-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第16項関係) ① 令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前に製作された自動車 ② 令和6年10月1日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日）から令和8年9月30日（輸入された自動車にあっては令和10年9月30日、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和11年9月30日）までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び多仕様自動車 イ 令和6年10月1日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年10月1日）以降の型式指定自動車及び多仕様自動車であって、令和6年9月30日（輸入された自動車並びに二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては令和8年9月30日）以前の型式指定自動車及び多仕様自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のもの 8-9-8-1 性能要件（視認等による審査） (1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。 この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合し

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
ないものとする。 ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの ⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱ 別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑲ 別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑳ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの  【表示】 (2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) ⑲の基準を満足していないものとする。 (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。 (4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する2個以上のばねその他の装置を備えなければならない。	ないものとする。 ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの ⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの  【表示】 (2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) の基準を満足していないものとする。